

津市統合型校務支援システム構築等業務に係る

プロポーザル実施要領

平成29年5月

津 市

## 津市統合型校務支援システム構築等業務に係るプロポーザル実施要領

### 1 業務概要

#### (1) 件名

津市統合型校務支援システム構築等業務

#### (2) 業務の目的

本市の学校現場においては、名簿、出席簿、通知表、指導要録の作成・記入等の各種校務に関する事務手続きやデータが連携・集約されることなく処理・管理されているため、繰り返しの入力作業や転記作業が行われる等、煩雑で非効率な状態となっており、教職員の負担の増加や業務の精度の低下につながっている。

そのため、子どもに関わる情報や校務の内容・様式を集約及び電子化して各種業務における連携的な管理・活用が可能となる統合型校務支援システムを新規に導入・運用することで、業務の効率化、迅速化及び精度の向上を図ることを目的とする。

なお、津市学校教育ネットワーク内で運用するWeb方式によるシステム構築とすることで、耐障害性やセキュリティを強化した環境の構築についても併せて期待するものである。

#### (3) 業務内容

津市学校教育ネットワーク内への統合型校務支援システムの構築、関連機器及びソフトウェアの賃貸借、システムの保守管理等とし、詳細については本業務に係る仕様書において定めるものとする。

#### (4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

#### (5) 履行期間

契約締結日から平成34年9月30日まで(長期継続契約)

ただし、システムの運用開始は平成29年10月1日からとし、費用の支払は平成29年10月分から発生するものとする。

#### (6) 履行要件

「津市統合型校務支援システム構築及び関連機器等賃貸借」及び「津市統合型校務支援システム保守管理業務」の調達を個別に発注する。

#### (7) 提案上限額

124,060,000円(消費税及び地方消費税を含まない金額※)

※消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額(1円未満の端数は切り捨て)となる(年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する)。

内訳

(単位：千円)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度から 平成 33 年度まで	平成 34 年度
上限額	12,406 (6 箇月分)	24,812 (1 年度当たり)	12,406 (6 箇月分)

上限額の業務別内訳

(単位：千円)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度から 平成 33 年度まで	平成 34 年度
構築及び 賃貸借	8,240 (6 箇月分)	16,480 (1 年度当たり)	8,240 (6 箇月分)
保守管理 業務	4,166 (6 箇月分)	8,332 (1 年度当たり)	4,166 (6 箇月分)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、提案上限額には、上記(3)に係る経費、設定支援作業に係る経費、操作説明及び研修に係る経費等、当該業務に係る全ての経費を含むものとし、後述する見積シートを提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。提案上限額を超えた提案は無効とする。

データセンターについては、現在学校教育ネットワークの各種運用システムを設置している市内データセンターを利用すること。

## 2 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者(以下「単独事業体」という。)若しくは、地元事業者(津市に本店又は支店等を有する者)と他の事業者とのコンソーシアム方式※(以下「共同の事業体」という。)であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体であること。

(1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

オ 本市の区域内に事業所を有する法人にあつては、市税に係る事業所の完納を

証明する書類

カ 本市の区域内に事業所を有する個人にあつては、市税に係る完納を証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(6) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

※本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表事業者のみが契約を行い、代表企業は共同の事業体を形成する各事業者と必要な契約等を行うこととするが、「津市統合型校務支援システム構築及び関連機器等賃貸借」と「津市統合型校務支援システム保守管理業務」のいずれかの契約についてのみ、津市と代表事業者以外の事業者が契約を行うことも可とする。

### 3 企画提案書提出までの流れ

#### (1) 公告等に関する事項

公告は、平成29年5月25日（木）に行い、実施要領等関係書類について津市ホームページで公表する。

#### (2) 公告等に関する質問の受付

公告等に記載の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

##### ア 受付期間

平成29年5月25日（木）から6月8日（木）まで（午後3時必着）

##### イ 提出方法

「質問書」（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。（E-Mail：229-3245@city.tsu.lg.jp）

質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

なお、電話、口頭による質問には対応しない。

#### (3) 公告等に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、平成29年6月14日（水）までに津市ホームページに掲載する。なお、電話、口頭での回答等、個別には対応しない。

#### (4) 参加表明書等の受付

応募者は、次の各号のとおり「参加表明書」（様式2）及び必要書類を担当課に提出し、参加資格審査を受けること。

##### ア 提出書類

##### ・参加表明書（様式2）

共同の事業体での参加の場合、同意書（任意様式）を併せて提出すること。

##### ・事業者概要等整理表（様式3）

参加表明書と割印にすること。

##### ・宣誓書（様式4）

※津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない事業者については、

「2 参加資格」の(1)に記載の書類を併せて提出すること。

#### イ 提出期限

平成29年6月19日（月）午後5時まで（厳守）

#### ウ 提出方法

事務局に持参または郵送すること。（期限内必着）

#### エ 応募を辞退する場合

参加表明書を提出した後に応募を辞退する場合は、平成29年6月26日（月）午後5時（必着）までに「参加辞退届」（様式5）を担当課まで直接持参もしくは郵送により提出すること。

### (5) 企画提案書等の提出

参加資格審査により、参加資格を有すると認められた応募者は、次の各号のとおり担当課に企画提案書等を提出すること。

企画提案書等の作成に当たっては、別紙1「津市統合型校務支援システム構築等業務企画提案書作成要領」を参照して作成すること。

#### ア 提出書類

##### ・企画提案書

提出部数 原本1部（様式6を鑑にしたもの）、写し15部 合計16部  
添付書類として、「評価項目及び評価基準」（様式7）及び仕様書別紙「機能実現証明書」を併せて提出すること。

なお、同提案書をPDF形式としたCD-Rを1部提出すること。

##### ・見積書

提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）

提案書記載の見積内容で作成したもの。

関連機器等賃貸借経費（構築等経費含む）及び保守管理業務経費について、「見積シート」（様式8）に従い記載したものを別紙内訳として添付すること。

##### ・共同の事業体（コンソーシアム方式）概要書（様式9）

提出部数 代表者印押印のもの1部

共同の事業体の役割体制や業務処理体制図について記載すること。

#### イ 提出期限

平成29年6月26日（月）午後5時まで

#### ウ 提出方法

事務局に持参または郵送すること。（期限内必着）

### 4 審査方法及び審査結果

別紙2「津市統合型校務支援システム構築等業務最適提案者選考方法」のとおり

## 5 プロポーザル実施スケジュール

公告	平成29年 5月25日(木) から
実施要領等の配布	平成29年 5月25日(木) から 6月19日(月) 午後3時まで
質問書の受付	平成29年 5月25日(木) から 6月 8日(木) 午後3時まで
質問の回答期限	平成29年 6月14日(水) 午後5時まで
参加表明書提出期限	平成29年 6月19日(月) 午後5時まで
企画提案書提出期限	平成29年 6月26日(月) 午後5時まで
第1次審査(書面審査)	平成29年 6月29日(木) から 6月30日(金) まで
第1次審査結果通知	平成29年 7月 3日(月) まで
第2次審査(プレゼンテーション 及び質疑応答)	平成29年 7月 7日(金) 午後1時30分から 午後5時頃まで
審査結果通知	平成29年 7月10日(月) 以降速やかに

## 6 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
選定条件			○
プロポーザル方式採用理由			○
提案書類	提案者名	×	○
	規格提案書	×	○(注1)
	見積書	×	△(注2)
	その他提出書類	×	○(注1)
採点表(合計点)			○(注3)
採点表(各評価項目点)			×
委員名簿			○(注4)
選定結果			○

○:開示、△:一部開示、×:不開示

(注1) 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

- (注2) 「一部開示」とは見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。
- (注3) 契約締結前であっても、候補者決定後は採点表(合計点)を開示することができる。
- (注4) 委員名簿は、最優先候補者決定後、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報是不開示とする。

## 7 その他

- (1) 提案書の作成など提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 最適提案業者として選定された業者に対しては、見積書を徴取した後に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約の締結を行うこととする。
- (3) 本業務について、提案書の提出を辞退した場合においても、不利益な取扱いを行わないこととする。
- (4) 参加事業者が以下に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。
  - ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
  - イ 本業務の委託契約締結日までに「2 参加資格」に規定する参加資格要件を欠く者となった場合

## 8 事務局(問合わせ先)

〒514-0035 三重県津市西丸之内37番8号  
津市教育委員会事務局学校教育課教職員担当(津市教育委員会庁舎2階)  
電話 059-229-3244(事務担当:堀内)